6.5 土壌汚染

6.5.1 現況調査

本事業においては、建設工事中及び供用後ともに、土壌汚染を発生する計画及び行為はないものの、本事業の工事により土地の掘削があり、事業予定地の現状における土壌汚染の状況を把握する必要がある。そのため、既存資料調査により周辺地域の土地履歴、沿道の建物用途及び土壌状況を把握した。

(1) 土地履歴の状況

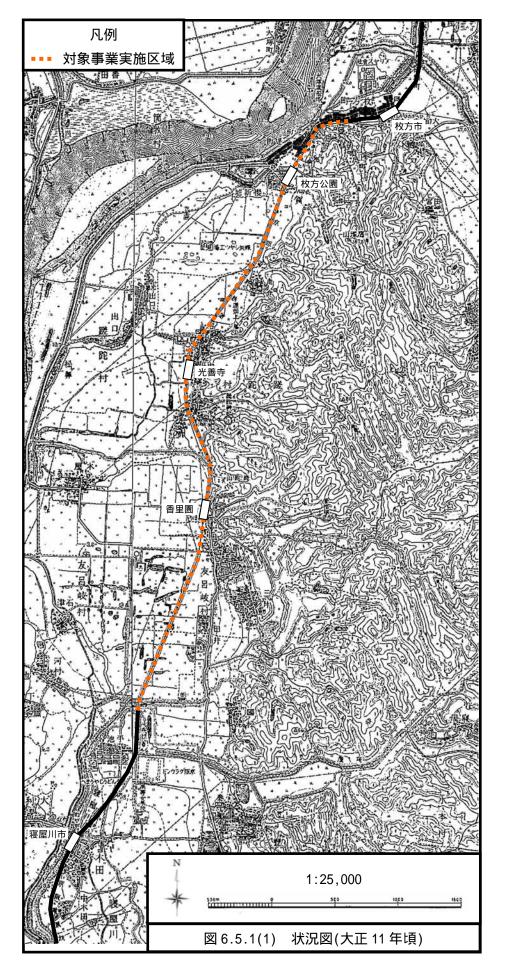
大正 11 年頃~平成 19 年までの対象事業実施区域周辺地域の土地履歴の状況は、図 6.5.1 に示すとおりである(資料:国土地理院発行 1/25,000 地形図)。土地履歴によると、大正 11 年頃には京阪電鉄は開通しており(大阪・天満~京都・五条間が明治 43 年に開通)、昭和 31 年頃までは、周辺地域のほとんどが駅前を除き田畑として利用されているが、昭和 42 年頃から住宅地としての利用が拡大している状況が確認できる。

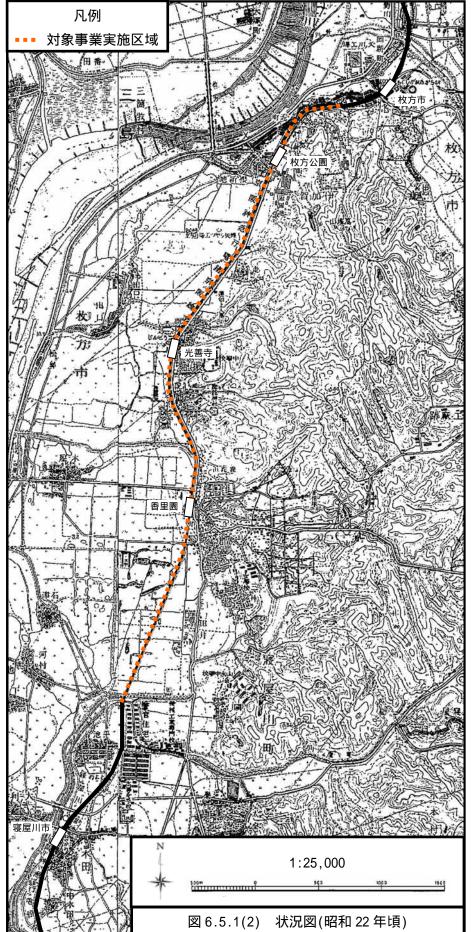
対象事業実施区域周辺地域には小さな工場なども確認されるが、対象事業実施区域(京阪電鉄沿線)には、工場などの立地は確認できず、重金属など土壌汚染物質を排出する可能性のある施設が存在したことは確認できない。

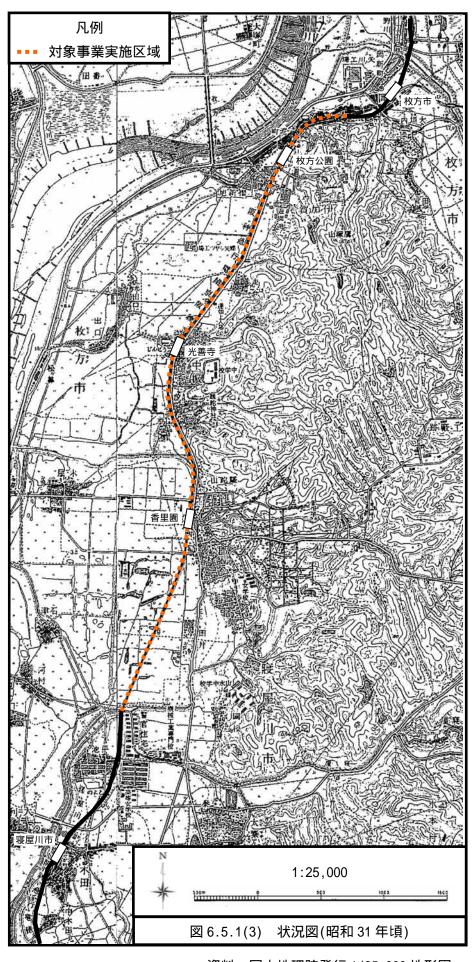
(2) 沿道の建物用途の状況

対象事業実施区域周辺の住宅地図により、工事により土地の改変が考えられる範囲を対象に、土壌汚染物質を扱う可能性のある施設(メッキを行う板金工場、クリーニング店、写真現像所)の有無を調査した。その結果、土壌汚染物質を扱う可能性のある施設として、クリーニング店(枚方市)が1ヶ所確認された。

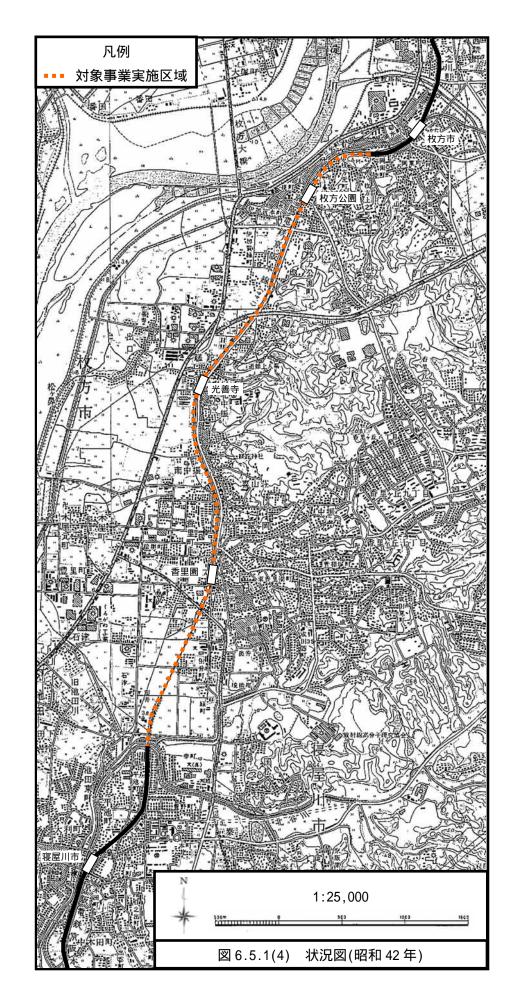
なお、クリーニング店における聞き取り調査の結果、クリーニング店では現在の場所で溶剤を使用してドライクリーニングを行っていることを確認した。

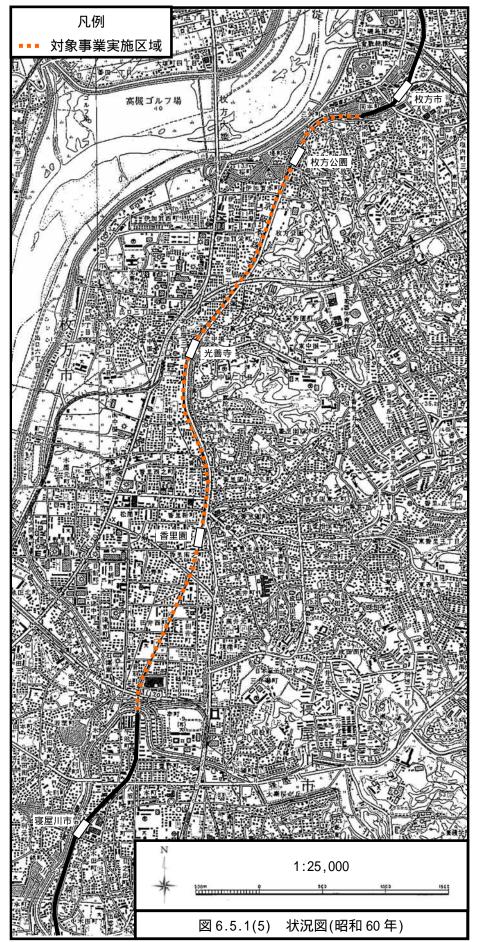


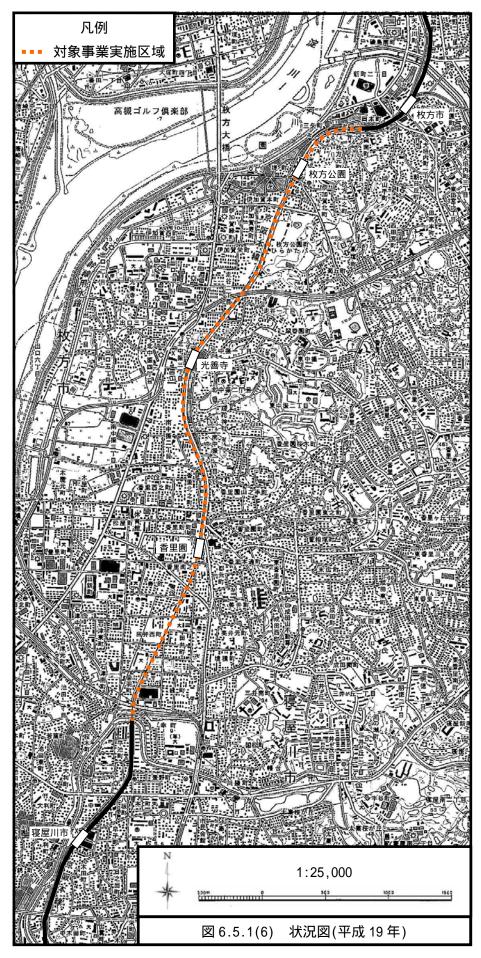




資料:国土地理院発行1/25,000地形図







資料:国土地理院発行 1/25,000 地形図

(3) ダイオキシン類の状況

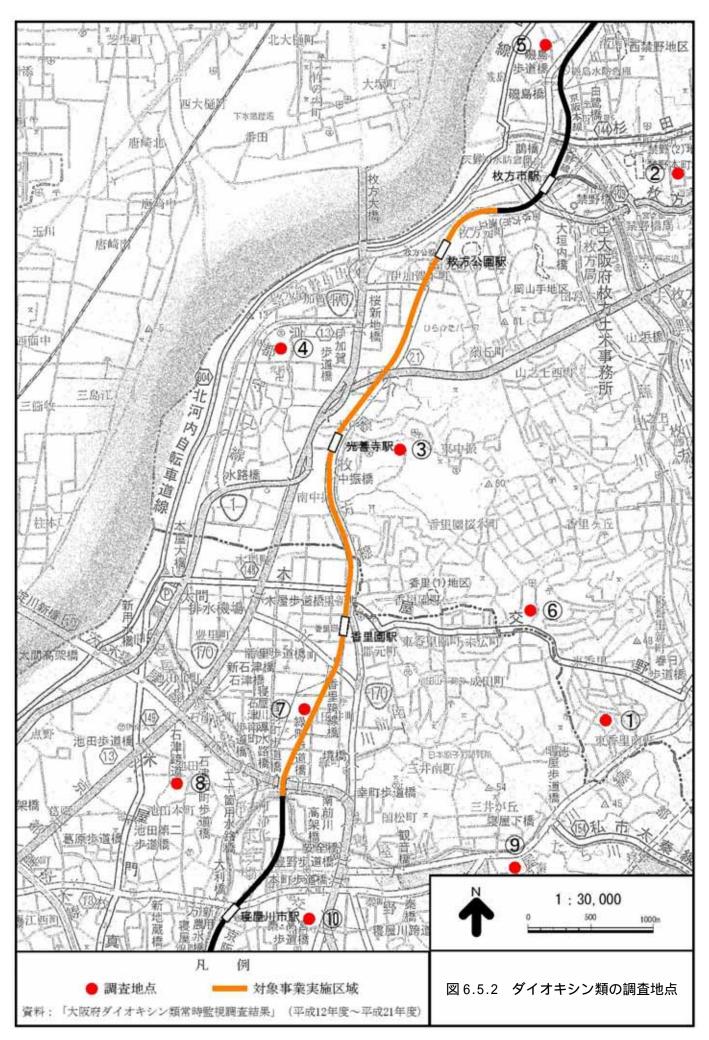
大阪府、枚方市、寝屋川市にかかわる環境関連の資料より、土壌汚染に関する情報を収集し整理 した。

「大阪府ダイオキシン類常時監視調査結果」(平成 12~21 年度)において、枚方市及び寝屋川市では以下の年度及び地点数で土壌に係るダイオキシン類の環境調査を行っている。調査地点及び結果は、表 6.5.1 及び図 6.5.2 に示すとおりである。

調査結果によると、ダイオキシン類において環境基準を超える地点は確認されていない。

表 6.5.1 調査結果一覧

市	番号	所在地	地点名	測定値 (pg-TEQ/g)	基準値 (pg-TEQ/g)	調査年度	調査主体
枚方市 ——		東香里南町	枚方市立東香里小学校	0.21		H13 年度	· 大阪府
		中宮西之町	枚方市立明倫小学校	3.9		H14 年度	
		北中振	枚方市立蹉跎小学校	1.3		H15 年度	
		伊加賀西町	枚方市立伊加賀小学校	0.071		H16 年度	
		磯島北町	枚方市立磯島小学校	1.5	4 000	H16 年度	+ <i>h</i> → →
		香里ヶ丘	枚方市立香里小学校	0.34	1,000	H19 年度	枚方市
寝屋川市		田井西町	田井西公園	0.18		H12 年度	
		池田	寝屋川市立池田小学校	0.91		H15 年度	十匹应
	太秦	寝屋川市立宇谷小学校	0.2		H15 年度	大阪府	
		初町	初本町公園	3.1		H18 年度	



6.5.2 工事の実施(土地の改変)に係る予測及び評価

(1) 予測の概要

土地の改変に伴う土壌汚染の予測の概要は、表6.5.2に示すとおりである。

環境影響要因予測内容予測項目土地の改変に伴う土壌汚染への影響予測事項土壌汚染の変化の程度予測時期建設工事中予測範囲対象事業実施区域予測方法現況調査結果及び事業計画をもとに推定する方法

表 6.5.2 土地の改変に伴う土壌汚染の予測の概要

(2) 予測結果

本事業では、建設工事中及び供用後ともに土壌汚染を発生する計画及び行為はないが、沿道の建物用途の状況によると、対象事業実施区域に土壌汚染物質を扱う可能性のある施設(クリーニング店)が存在する。

この施設については、用地を買収後、解体することになるが、地盤の掘削に先立ち土壌汚染対策 法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき土壌汚染調査を実施し、問題の有無を確認す る。土壌汚染が認められた場合は、法律及び条例に基づき適切な対策を講じることとする。

また、列車の走行に関して鉛等の有害物質を含むパンタグラフの使用が確認されていることから、 軌道内の地盤中において有害物質が確認される可能性がある。

したがって、現在の軌道敷の土地を改変する際は、事前に土壌汚染対策法及び大阪府生活環境の 保全等に関する条例に基づき土壌汚染調査を実施し、問題の有無を確認する。土壌汚染が認められ た場合は、法律及び条例に基づき適切な対策を講じることとする。

(3) 評 価

(a) 評価の指針

土地の改変に伴う土壌汚染の評価の指針は、表 6.5.3 に示すとおりである。

表 6.5.3 土地の改変に伴う土壌汚染の評価の指針

環境影響要因		評価の指針		
工事の実施	土地の改変	環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。 環境基準並びに環境基本計画、大阪府環境総合計画等、国又は大阪府が定める環境に関する計画又は方針に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。 土壌汚染対策法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に定める規制基準に適合するとともに、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律に定める基準に該当しないものであること。		

(b) 評価結果

土地の改変区域について、地形図による土地の履歴の状況や、住宅地図による建物用途の状況等を調査した結果では、土壌汚染物質を扱う可能性があるクリーニング店が存在することから、今後、土地の利用履歴等調査を実施し、土壌汚染のおそれがある場合は、土壌汚染状況調査を実施する。また、軌道敷ではパンタグラフの使用が確認されており、土壌汚染のおそれがあることから、今後、土地の利用履歴等調査及び土壌汚染状況調査を実施する。

その結果、土壌汚染が確認された場合は法及び条例に基づき適切に処理する計画であることから土壌汚染による影響はないものと評価する。

さらに、(c)で示す環境保全措置を講じることにより、土地の改変による環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていると評価する。

(c) 環境保全措置

土地の改変に伴う土壌汚染の影響防止策として、以下の環境保全措置を行う。

- 土地の改変が 3,000 ㎡以上となることから、土壌汚染対策法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき、工事着手前の段階から土地の利用履歴等調査などの必要な対応を図っていくものとする。
- 地盤の掘削による発生土については必要に応じて土壌汚染調査を行い、汚染が確認された場合は、土壌汚染対策法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例を遵守し、適切に処理する。
- セメント系固化材を使用する場合には、六価クロムの溶出がないことが確認された材料を使用する。